

# 広陵町地域公共交通活性化協議会規約

## (設置)

第1条 広陵町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議会及び形成計画の実施に係る連絡調整を行うために設置する。

なお、この協議会は道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域内における住民の生活に必要な輸送の確保その他公共交通の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議する。

## (事務所)

第2条 協議会の事務所は、奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1広陵町役場庁舎内に置く。

## (協議事項等)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (2) 町営有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関すること。
- (3) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 形成計画に基づく、事業の実施に関すること。
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。

## (組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

3 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

## (委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議会の役員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は、町長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(副会長)

第7条 副会長は、委員の中から会長が指名する。

- 2 副会長は会長を補佐する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(監事及び監査)

第8条 監事は、委員の互選により選出する。

- 2 監事は、協議会の会計監査を行う。
- 3 監事は、会計監査の結果を協議会の会議において報告しなければならない。

(協議会の運営)

第9条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、必要に応じて、指名する者をもって代理者とし、その権限を付与することができるものとする。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、広陵町企画部まちづくり推進課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置く。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(費用弁償)

第13条 委員には費用弁償を支給する。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更)

第15条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

#### 附 則

- 1 この規約は、平成22年8月16日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、協議会設立と同時に委員となった者の任期は、平成24年3月31日までとする。
- 3 この規約は、平成25年10月1日から施行する。
- 4 この規約は、平成26年7月16日から施行する。
- 5 この規約は、平成27年5月22日から施行する。
- 6 この規約は、平成27年8月4日から施行する。